

福山市入札監視委員会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福山市入札監視委員会条例（平成25年条例第5号。以下「条例」という。）第8条の規定により、福山市入札監視委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員の構成は、法律の分野の委員2人、経済の分野の委員1人、技術の分野の委員2人とする。

- 2 建設会社の顧問等特定の建設会社と密接な関係のある者、建設会社の社員であった者及び福山市職員であった者は委員となることができない。
- 3 任期中に特定の建設会社と密接な関係のある者となる場合には、速やかに委員を辞職しなければならない。
- 4 委員の名前及び職業は、公表するものとする。

(委員長の任期)

第3条 委員長の任期は、委員の任期とする。ただし、再選を妨げない。

(会議)

第4条 条例第2条第1号及び第2号の事務に係る会議（以下「定例会」という。）は、原則として、6か月に1回開催するものとする。

- 2 条例第2条第3号の事務に係る会議（以下「苦情処理会議」という）及び条例第2条第4号の事務に係る会議は、必要に応じ開催するものとする。
- 3 会議の議事の概要は、これを公表するものとする。

(定例会議提出資料)

第5条 委員会は、条例第2条に規定する諮問に応じ、同条第1号及び第2号に規定する事項を調査し、又は審議するに当たっては、市から次に掲げる資料を提出させるものとする。

- (1) 会議を開催する日が属する月の前々月以前の6か月間に市が発注した建設工事（以下「工事」という。）の一覧表（予定価格が250万円を超えないものを除く。以下「発注工事一覧表」という。）
- (2) 会議開催の前々月以前の6か月間に市が行った指名除外措置の運用状況一覧表
- (3) 会議開催の前々月以前の6か月間に市が行った工事の入札及び契約過程に係る苦情処理の運用状況表
- (4) その他必要と認める入札及び契約手続に関する運用状況資料

2 前項第1号の発注工事一覧表は、次の方式区分ごとに整理し、工事名、契約金額、工事担当課、工事種別及び契約の相手方を記載するものとする。

- (1) 条件付一般競争入札方式
- (2) 指名競争入札方式
- (3) 随意契約方式

(事案の抽出)

第6条 条例第2条第2号に規定する委員会において審議する事案の抽出は、発注工事一覧表の中から、入札及び契約方式別に、委員会が事前に抽出するものとする。

2 委員会は、前項に規定する事務をあらかじめ指名した委員に（以下「当番委員」という。）に委任することができるものとする。

3 当番委員の指名は、定例会において行うものとする。

4 当番委員は、定例会において、自ら行った抽出結果の報告を行わなければならないものとする。

（抽出事案の審議）

第7条 抽出事案の審議は、抽出案件に係る入札参加資格の設定及び指名業者の選定方法等が適切に行われているかどうかについて行うものとする。

（持ち回り会議）

第8条 緊急やむを得ない事情があり、会議が開催できない場合は、委員長は、審議事項の持ち回りによる合議をもって会議に替えることができるものとする。

（苦情の審議）

第9条 委員会は、条例第2条第3号の事務（入札契約制度にかかるものに限る。）に関し、苦情を却下すべき場合を除き、速やかに審議を行うものとする。

2 委員会は、前項の審議を行ったときは、意見書を作成し、その結果を市長に報告するとともに、公表するものとする。

3 前項の報告は、市長の諮問を受けた日から概ね50日以内に行わなければならないものとする。

（委員の除斥）

第10条 委員は、自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。

（秘密を守る義務）

第11条 委員は、委嘱を受けたときは、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならないことを誓約しなければならない。

（委員会の庶務）

第12条 委員会の庶務は、建設局建設管理部建設政策課において処理する。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、2013年（平成25年）4月1日から施行する。

（経過措置）

2 2013年度（平成25年度）第1回定例会においては、第5条第1項中「6か月間」とあるのは、「4か月間」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、2019年（平成31年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2024年（令和6年）4月1日から施行する。